

別表六の二(四)  
「7」欄又は「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 年	：	：	法人名
-------------	-------------	---	---	-----

別表六の二(四)  
平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人の試験研究費に係る税額控除	1 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	2 中小連結法人税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	3 調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	4 当期税額基準額 (3) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$	繰越税額控除の計算に関する明細			
					前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (19)-(20)	計
					前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (19)-(20)	計
					19	20	21	平 . . .
					別表六の二(四) 付表二「36」	円	円	
					前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (19)-(20)	計
					(2)	(5)	外	
					当期繰越税額 控除額			
					合計			

**「7」欄**

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第6項」
- ② 「区分番号」欄:「10412」
- ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(四)「7」欄の金額(円単位)

**「12」欄**

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第7項」
- ② 「区分番号」欄:「10413」
- ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(四)「12」欄の金額(円単位)